

※この書類は、令和6年12月13日時点の住民票の情報に基づき作成しております。

860-0000
熊本市中央区手取本町1番1号

熊本 太郎 様

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

705A1KX0000007# 0012345678 0300007



提出不要

令和7年(2025年)1月24日
熊本市長 大西 一史

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)支給案内通知書

あなたの世帯は、本給付金の支給対象と思われます。下記の支給要件を確認いただき、要件に該当しないなどの連絡がない場合は、給付に同意されたものとして、以下の〈支給内容〉のとおり本給付金を支給します。

〈住民税均等割非課税世帯：1世帯あたり3万円〉

支給要件1	以下の①～⑤の <u>全て</u> に該当する世帯
①	令和6年12月13日時点で熊本市に住民登録がある世帯で、世帯員全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯 ※令和6年度住民税とは、令和5年分(令和5年1月～12月)の収入の状況により課税されるものです。
②	世帯員全員が、令和6年度住民税が課税されている別世帯の親族から税扶養を受けていない世帯 ※ <u>親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしているご家族等は、本給付金の対象外となる可能性があります。</u> ※税扶養とは、令和6年度住民税に係る扶養であり、社会保険(保険証)の扶養とは異なります。
③	世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
④	世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯
⑤	熊本市以外の市区町村で、令和7年以降に同様の給付金(3万円)を受給していない世帯

〈こども加算：対象児童1人あたり2万円〉

支給要件2	支給要件1に該当し、かつ、以下の①～③の <u>いずれかの児童</u> がいる世帯
①	令和6年12月13日時点で、住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童) ※令和6年12月13日時点で、児童養護施設、乳児院、障がい児入所施設等に入所している児童は、こども加算の対象外です。
②	令和6年12月14日以降に生まれ、住民票上、同一世帯となっている新生児
③	令和6年12月13日時点で、住民票上、別世帯で扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童) ※別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。

〈支給内容〉

支給対象者 (世帯主)	熊本 太郎
支給額	3万円
対象児童の数	0人(令和6年12月13日時点)
支給日	令和7年(2025年)2月13日 ※金融機関によっては振込が午後以降にずれ込む場合があります。
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****123 クマモト知ウ

注：振込先は、対象者に合わせて、次のいずれかを記載しております。
a 生活保護費受給口座
b 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給口座
c 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給口座

確認事項(以下の1～3についてご確認ください。)

① いずれかに該当する場合のみ、手続きが必要です。

- 1 左記の要件に該当しない、または本給付金の受取を辞退したい場合

令和7年2月7日までに、下記のコールセンターまでご連絡ください。
- 2 受取口座を変更したい場合

令和7年2月7日までに、下記のコールセンターまでご連絡ください。
または、下記の二次元コードを読み込んで届け出てくださいも可能です。
※二次元コードからの届出には、連絡可能なメールアドレスと二次元コード様の申請番号が必要です。
※以下の場合には二次元コードからの届出を行うことができませんので、予めご了承ください。
①本人以外への代理人の方への支給を希望される場合 ②口座振込以外での支給を希望される場合
- 3 対象児童の数が異なる場合

対象児童の数には、令和6年12月13日時点で住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)の数を記載しています。

◎ご自身の世帯の対象児童の数が、左記の対象児童の数より多い場合
令和6年12月14日以降に生まれた新生児や、別世帯で扶養している18歳以下の児童(単身の寮生など)は、左記の対象児童の数には含まれておりません。当該児童分のこども加算については、令和7年2月7日までに①電子申請(下記の二次元コードを読み込んでください)、または②申請書の提出による申請が必要です。
申請書は、熊本市ホームページや区役所給付金相談窓口にて配布します。

◎ご自身の世帯の対象児童の数が、左記の対象児童の数より少ない場合
令和7年2月7日までに、下記のコールセンターまでご連絡ください。

(注) 3 対象児童の数が異なる場合 の①電子申請・②申請書の提出による申請が令和7年2月7日までに間に合わなかった場合や、給付金の支給後、令和7年7月31日までに新たにこども加算の対象となる児童が生まれた場合には、下記のコールセンターまでご連絡ください。

(注) 支給対象者が、令和6年12月13日から令和7年2月7日までに亡くなられた場合は、給付金を支給できないことがあります。

電子申請は
コチラ **〈申請期限〉令和7年2月7日 午後5時**



申請番号
【 123456 】

❗ 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の「**特殊詐欺(電話で「お金」詐欺)**」や「**個人情報の詐欺**」にご注意ください。
自宅や職場等に都道府県・市区町村や国(の職員など)をかたる不審な電話や郵便があった場合は、コールセンターや警察相談専用電話(＃9110)または最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ先



熊本市価格高騰重点支援給付金コールセンター
電話番号 **096-355-8866** 受付時間:午前9時から午後5時(土日祝を除く)